

令和4年12月

いわて年末年始無災害運動 展開中！



令和4年も残りあと1か月。どんな1年でしたか？ 無事故無災害、ワーク・ライフバランス は実現できましたか？

新型コロナウイルス感染症の収束は見え、夏の第7波も収まりきらないまま第8波に入ったように感じます。

第1波から第7波までの感染者数は全国で2,320万人、死者数は47,000人（岩手県は感染者数15,000人、死者数200人）を超え、次々と新たな変異ウイルスが発生し約350種以上確認されていますが、海外では「ケンタウロス」「ケルベロス」などと呼ばれるものが現れ、日本国内でも感染者が確認されています。

治療薬や新たなワクチンの開発が進んでいますが、引き続き、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施のため～取組の5つのポイント～」を活用し、感染予防対策の継続をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症に係る各種資料はコチラ➡



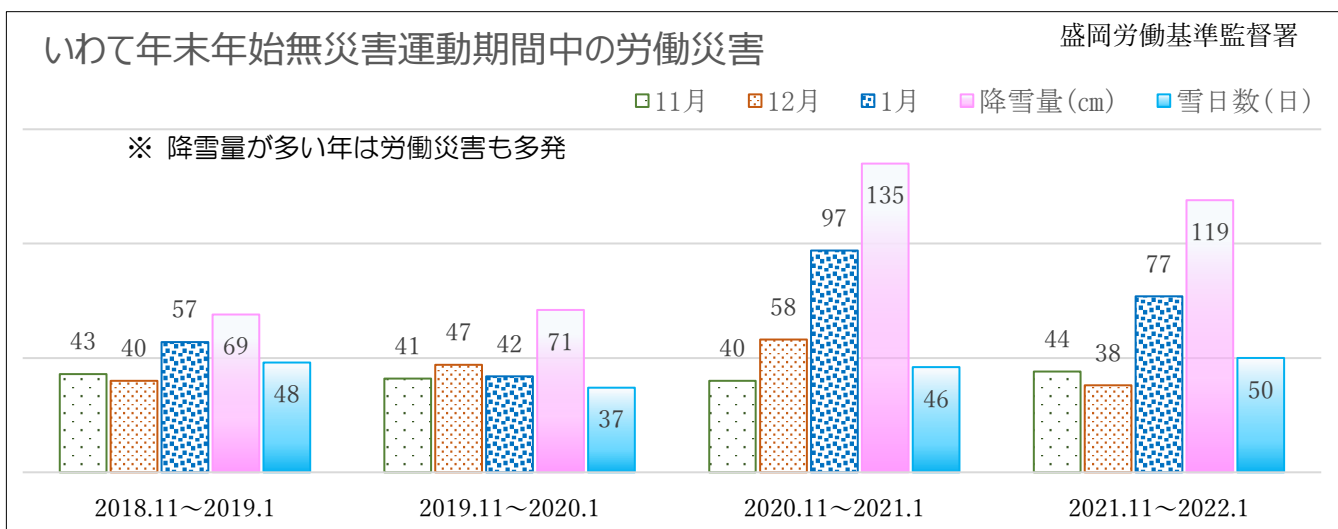
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで、**いわて年末年始無災害運動**を展開しています。➡



過去4シーズンの同運動期間中の労働災害は以下のとおりです。

12月～1月は、年末年始の気ぜわしさと雪・凍結という要因が加わり、労働災害・交通労働災害・転倒災害・墜落災害が増加するシーズンです。温暖化による気候変動の影響か、近年全国的にも大雪・ドカ雪により日常生活や企業運営など様々な方面に影響が及んでおりますが、下のグラフのとおり、雪が多い年は転倒災害を中心に冬季特有災害が多発する傾向にあります。



冬も雪が心配されますが、「**転倒災害の予防**」のため、各企業の取組を充実させましょう！

転倒災害予防対策 いわて年末年始無災害運動期間中に是非取り組んでいただきたいのは以下4点

- POINT 1** 危険箇所の拾い出し、危険マップの作成、周知（見える化の推進）
- POINT 2** 危険箇所に対するリスクアセスメントの実施、計画的な改善
- POINT 3** 転倒予防体操の継続的な実施により転倒に強い体づくり
- POINT 4** 転倒予防のための教育

盛岡労働基準監督署
転倒予防



厚生労働省
「STOP！ 転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



危険マップ
リスクアセスメント

体づくり
体感トレーニング

転倒予防
教育・研修



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



過労死等防止対策推進法では11月を過労死等防止啓発月間とし、過労死等防止に係る各種活動を展開していますが、精神疾患による労災請求事案が増加の一途をたどっており（※）、職場のメンタルヘルス対策の一つである「ハラスメントの防止対策」が非常に重要な課題になっています。

（※）令和4年版過労死白書をご参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001001669.pdf> →



このため、厚生労働省では12月を「職場のハラスメント撲滅月間」とし、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の撲滅を呼び掛けています。※パワハラ防止・セクハラ防止は事業主の義務です。

ハラスメント対策総合情報サイト「明るい職場応援団」研修用の動画等をご覧ください。→→



ハラスメントは職場環境の悪化を招き、職場内のモラル低下、生産性の低下、社員の帰属意識の低下、定着率の低下、メンタル不調者の発生などにより大切な人材を失うことにつながり、企業経営にも影響を及ぼします。

良好な職場環境の形成は事業主の責務であり、安全配慮義務を尽くすためにも、ハラスメントのない職場を目指しメンタルヘルス対策の一環として、また健康経営の一環として取組を進めましょう。

職場のハラスメント防止に関する資料はコチラ →→→

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/



情報

新たな化学物質規制制度が導入されました。

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要 詳しくはコチラ →

<https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf>



厚生労働省 職場のあんぜんサイト-化学物質 をご利用ください。

化学物質に関して労働安全衛生法が改正されましたが、その管理はなかなか大変ですよ。厚生労働省では、専門のサイトにより、化学物質に関する様々な情報を提供しておりますのでご活用ください。

【例】化学物質情報の更新情報、安衛法名称公表化学物質等、新規化学物質関連手続きの方法
モデルSDS情報、強い変異原性が認められた化学物質、リスクアセスメント実施支援
化学物質による災害事例、有害性・GHS関係用語解説など

職場のあんぜんサイト-化学物質 詳しくはコチラ →

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際に実施することが求められるリスクアセスメント等、適正な化学物質管理に向けた取組について、技術的な支援を受けることができます。

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法に
お困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。ぜひご利用ください。

化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内 詳しくはコチラ →

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>



自動車運転者の労働条件の改善にご理解ご協力をお願いします。

働き方改革関連法に基づき、一般労働者については、平成31年4月から時間外労働の上限規制が適用されていますが、適用猶予となっていた自動車運転者についても、令和6年4月から上限規制が適用されます。これにあわせ「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（いわゆる「改善基準告示」）についても見直しを行うことになっており、見直し案が取りまとめられました。 ※厚生労働省HP参照「労働政策審議会（労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会）」

約1年後には新たな改善基準告示に合致した36協定の締結・届出、就業規則等の見直し、新たな運行計画の策定等が必要になりますので、早めの準備が必要となります。

また、発着荷主の皆様や利用者の皆様におかれましても、自動車運転者の長時間労働解消・労働条件の改善にご理解とご協力をお願いいたします。

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

検索 →



発着荷主の皆様もご利用できます。

トラックポータルサイト

検索 →

